

平成 28 年 3 月 14 日実施

科 目	憲 法	刑 法	民 法
試験時間	12 : 30～13 : 40	14 : 20～15 : 30	16 : 10～17 : 40

《注意事項》

**1. 試験時間中の途中退出の禁止、問題冊子の持ち帰り、解答用紙の回収**

各科目の試験開始から試験終了（解答用紙の回収時間を含む）までは、解答が終了しても途中退出はできません。ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席される場合は、挙手をして試験監督員の誘導を受けてください。試験時間終了後は、問題冊子はお持ち帰りください（解答用紙は回収します）。

**2. 筆記用具等**

解答用紙へのマークは、HB または B の黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具（HB・B 以外、シャープペンシル等）を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。

試験時間中、机の上に置いておけるものは、受験票、学生証、鉛筆、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計（計時機能だけのもの）、眼鏡だけです。その他の物（六法、筆箱、眼鏡ケース等）はカバン等に入れてください。

マーカー、定規、ボールペン、耳せん、ストップウォッチ等の補助具は使用できません。

**3. 解答方法**

記載されている試験科目と問題番号、解答欄をよく確認のうえ、マークしてください。

マークは、各問題につき 1 つのみマークしてください（2 つ以上マークすると無効になります）。

誤ってマークした場合は、跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。

解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。

問題冊子の印刷不鮮明、落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。

問題冊子の余白等は適宜利用して構いませんが、どのページも切り離してはいけません。試験開始の指示があるまで、問題冊子を開いてはいけません。

自己採点をする場合は、問題冊子に自身の解答を記録しておいてください。

**4. その他**

以下の行為があった場合、「失格」とし、その時点以降の受験をお断りします。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- ① 試験中に、他人に援助を与えたり、他人から援助を受けたりした場合
- ② 他人に代わって試験を受けた場合
- ③ 他人に対する迷惑行為を行った場合
- ④ 試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等、試験監督員の指示に従わなかった場合
- ⑤ その他、不正行為を行った場合

**【参加学生への告知事項】（再掲）**

試験答案は第三者機関が採点処理します。なお、第三者機関は試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院、年次、未修・既修の別）を把握しますが、参加学生を個人識別できる情報（学籍番号、氏名等）は把握しません。全体の採点・分析結果と個々の参加学生の採点結果は、4 月以降に法科大学院に提供され、必要に応じ、個々の参加学生に提供されますが、法科大学院では成績評価、進級判定に利用しません。

共通到達度確認試験の今後の在り方を検証するために、法科大学院における学業成績等と試行試験の採点結果の比較分析を行いますので、その分析に必要な範囲内において、受験番号ごとに参加学生の属性情報と試行試験の成績を、法科大学院において複数年に渡り管理します。なお、試行試験に参加した学生が、法科大学院での成績評価や進級判定において試行試験の結果による影響を受けることは一切ありません。

正解および全体の概括的な分析結果は、試験実施後に共通到達度確認試験試行試験専用のウェブサイト上で公表されます。

**問題 1～40** [配点：各 1 点]

以下の問題について、それぞれの内容が正しい場合には 1 を、誤っている場合には 2 を選びなさい。なお、争いがある場合には判例によるものとする。

**問題 1**

A は、出生しているが、出生の届出はされていない。この場合に、A は権利能力を有する。

**問題 2**

被保佐人は、自ら負担付贈与を受けるためには、保佐人の同意を得なければならない。

**問題 3**

一般社団法人は、代表理事がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

**問題 4**

A は、B の所有する不動産の売却につき B から代理権を授与された後、代理行為をする前に死亡した。この場合に、A を単独で相続した C は、B のために代理行為をする義務を負う。

**問題 5**

条件付権利は、条件の成否が未定の間であっても、処分することができる。

**問題 6**

A は、甲動産を遺失した。B が甲動産を拾得して現に所持している場合に、A は B に対して、占有回収の訴えにより甲動産の返還を請求することができる。

**問題 7**

A は、B の所有する甲セメントを盗み、これを用いて C が所有する乙建物の壁を補修した。この場合に、C は、乙建物と一体化した甲セメントの所有権を取得する。

**問題 8**

動産に関する物権の譲渡の対抗要件としての引渡しには、占有改定も含まれる。

### 問題 9

A は、その所有する甲土地を B に売却して代金を受領した。その後、B は甲土地を C に転売して代金を受領した。この場合において、A から B への甲土地の所有権移転登記手続が行われていないときは、B は A に対して所有権移転登記手続を請求することができる。

### 問題 10

動産の売主は、買主との間で、売買目的物に動産売買先取特権を設定する旨の合意をすることによって、代金債権を担保するための動産売買先取特権を取得する。

### 問題 11

抵当権は、被担保債権が弁済された場合には、抵当権者による抵当権設定登記の抹消を待たずに消滅する。

### 問題 12

A は、B 酒店にビール 1 ダースの配達を頼み、B は、配達するビールを他のビールから分離し、これから持って行くと A に通知したうえで車で配達に出かけたが、途中で、B の過失なくそのビールがすべて滅失した。この場合であっても、B は、A に対して別のビール 1 ダースを引き渡さなければならない。

### 問題 13

特定物の引渡しを目的とする債権の履行を強制する方法として、間接強制を用いることはできない。

### 問題 14

不可抗力によって金銭債務の履行ができなくなった債務者は、その債務の不履行によって生じた損害の賠償義務を負わない。

### 問題 15

A が B に対する甲債権を取得した後に、B が C に対する乙債権を取得した。この場合に、A は甲債権を被保全債権として、乙債権を代位行使することはできない。

### 問題 16

債権者から履行の請求を受けた連帯保証人は、債権者に対して、まず主たる債務者に催告をすべき旨を請求することができる。

#### 問題 17

債権者が弁済の受領を拒み、またはこれを受領することができないときは、債務者は、弁済の目的物を供託してその債務を免れることができる。

#### 問題 18

A は B に対して金銭債権「甲」を有している。弁済期は 2016 年 3 月 30 日である。

B は A に対して金銭債権「乙」を有している。弁済期は同年 2 月 20 日である。

B の債権者 C は、同年 2 月 1 日に乙債権を差し押さえ、同年 2 月 21 日、A に対して同債権の支払を求めた。同日、A が C に対して甲債権と乙債権との相殺を主張して乙債権の支払を拒むことはできない。

#### 問題 19

債権者が債務者に対して債務を免除する意思表示をしたときは、免除が債務者の意思に反しない限り、その債権は、消滅する。

#### 問題 20

AB 間の契約により、A が第三者 C に対してある給付をすることを約した。この場合に、C が A に対して直接にその給付を請求する権利は、C が A に対してその契約の利益を享受する意思表示した時に発生する。

#### 問題 21

売買契約において、買主の責めに帰すべき事由によって売主が目的物の所有権移転義務を履行できなくなった場合、売主は買主に代金を請求することができる。

#### 問題 22

共有者が共有物を賃貸している場合において、その賃貸借契約を解除するためには、共有者全員で解除の意思表示をしなければならない。

#### 問題 23

A が B 所有の甲自動車を C に売り渡す契約を結びこれを C に引き渡したが、C は、B の追奪によりその占有を失ったため、この売買契約を解除した。この場合、C は、A に対して甲自動車の使用利益の返還義務を負わない。

#### 問題 24

利息付消費貸借における借主は、弁済期から利息を支払う義務を負う。

**問題 25**

賃借人は、賃借物について有益費を支出したときは、賃貸人に対し、直ちにその償還を請求することができる。

**問題 26**

請負人が仕事に着手した後は、請負人の債務不履行がない限り注文者は請負契約を解除することができない。

**問題 27**

A が、義務なくして B の債務を弁済するのに必要な費用を支出した場合に、その弁済が B の意思に反しないときは、A は B の事務の管理者としてその費用全額の償還を B に対して請求することができる。

**問題 28**

A が、B から騙し取った金銭を C に対する金銭債務の弁済に充てた。この場合、B は、A に対する不当利得返還請求権を取得するが、C に対する不当利得返還請求権を取得することはない。

**問題 29**

土地の工作物の設置または保存の瑕疵によって他人に損害が発生した場合は、その工作物の占有者および所有者は連帯してその損害を賠償する責任を負う。

**問題 30**

親権を行う者は、家庭裁判所の許可を得れば、その子との利益が相反する行為を、子を代理して行うことができる。

**問題 31**

夫婦は、財産分与に関する協議が調わない限り、協議離婚をすることはできない。

**問題 32**

配偶者のある者は、その配偶者とともにしなければ、成年者を養子とすることはできない。

**問題 33**

家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。

**問題 34**

兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

**問題 35**

A が死亡した後、その父 B が死亡した。この場合において、A の配偶者 C は、A の死後も B の面倒をみていたときでも、A を代襲して B を相続することはできない。

**問題 36**

共同相続人の 1 人が被相続人から受けた生計の資本としての生前贈与は、具体的相続分の算定にあたって考慮される特別受益に該当する。

**問題 37**

共同相続された金銭は、相続開始と同時に、相続分に応じて当然に分割されて各共同相続人に帰属する。

**問題 38**

相続回復請求とは、共同相続人間において、特定の財産が遺産分割の対象となる財産に当たるか否かをめぐる争いを解決するための制度である。

**問題 39**

被相続人と特別の縁故があった者は、相続人に対して、相続財産の分与を請求することができる。

**問題 40**

被相続人に相続人のあることが明らかでない場合、被相続人が有していた不動産所有権、動産所有権、預金債権等は、被相続人の死亡の時から相続財産の清算が済むまでの間、帰属主体のないものとなる。

**問題 41～60** [配点 : 各 3 点]

以下の問題について、選択肢 1～5 のうち 1 つ選びなさい。

**問題 41**

取り消すことができる行為に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 被保佐人 A は、保佐人 B の同意を得ずに不動産を購入した後、自らこの契約を取り消した。この場合に、B は A による取消しを取り消すことができる。
2. 保佐人 B は、被保佐人 A が B の同意を得ずに C との間で行った不動産売買を取り消した。この場合に、A は、この売買の代金として C から受け取った金銭をギャンブルで費消していたとしても、その全額を C に返還する義務を負う。
3. 成年後見人 B は、成年被後見人 A が自ら行った不動産売買について事前に同意をしていた場合には、この売買を取り消すことができない。
4. A は B の強迫によってその所有する不動産を C に売却した。この場合に、A は、C が強迫の事実を知らなかったとしても、売買の意思表示を取り消すことができる。
5. A は、B の詐欺によってその所有する不動産を B に売却した後、死亡した。この場合に、A の唯一の相続人 C は、A がした売買の意思表示を取り消すことができない。

**問題 42**

A は、その所有する甲土地を債権者に差し押さえられるおそれがあったため、B と相談し、仮装の売買契約によって甲土地の所有権を B に移転したこととし、その旨の登記をすませた。この場合に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、A が通謀虚偽表示による意思表示の無効を対抗することができない「第三者」に当たる者の組み合わせを 1 つ選びなさい。

なお、アからエにおける C は、AB 間における通謀虚偽表示の事実を知らないものとする。

- ア. B の相続人 C
- イ. 甲土地について B から抵当権の設定を受けた C
- ウ. B に対して貸金債権を有する C
- エ. 甲土地を B から買い受けた C

1. アウ
2. アエ
3. イウ
4. イエ
5. ウエ

#### 問題 43

A は、B の所有する甲土地を、実際には代理権がないのに B の代理人と称して C に売却した。この場合に関する以下の記述の空欄①～③に入る語の組み合わせとして、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

A による無権代理行為の後に B が死亡し、A が B を単独相続した。この場合に、A は、自らがした無権代理行為の追認を拒絶することが ( ① )。

A による無権代理行為の後に B が死亡し、A が D とともに B を共同相続し、D が A のした無権代理行為を追認した場合に、A は、追認を拒絶することが ( ② )。

A による無権代理行為の後に A が死亡し、B が A を単独相続した場合に、B は、A がした無権代理行為の追認を拒絶することが ( ③ )。

1. ①できない ②できる ③できる
2. ①できる ②できる ③できる
3. ①できない ②できない ③できる
4. ①できる ②できない ③できる
5. ①できない ②できない ③できない

#### 問題 44

物権に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 土地の所有権は、土地上の建物には及ばない。
2. 地上権は、地下に設定することができる。
3. 牧畜を目的とする地上権を設定することはできない。
4. 同一の土地を承役地とする複数の地役権を設定することはできない。
5. 要役地所有者は、地役権により、承役地所有者に不作為を義務づけることができる。



#### 問題 45

以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものを 1 つ選びなさい。

1. A は、所有する甲土地につき B のために抵当権を設定した。その後、A は甲土地を C に譲渡した。B は、抵当権設定登記がされていない場合には、抵当権を C に対抗することができない。
2. A は、所有する甲土地につき、B が所有する乙土地のために地役権を設定し、その旨の登記がされた。その後、B は乙土地を C に譲渡し、C への所有権移転登記がされた。この場合に、C は A に対して、地役権を対抗することができる。
3. A は、所有する甲土地を建物所有の目的で B に賃貸し、B は、甲土地上に乙建物を建てて自己の名義でその所有権保存登記をした。その後、A が甲土地を C に譲渡した場合、B は、甲土地につき B を賃借人とする賃借権設定登記がされていなくても、C に対して甲土地の賃借権を対抗できる。
4. A は、所有する甲土地を建物所有の目的で B に賃貸し、B は、甲土地上に乙建物を建てて自己の名義でその所有権保存登記をした。その後、A が甲土地を C に譲渡した場合、C は、A から C への甲土地の所有権移転登記がされていなくても、B に対して甲土地の賃料を請求できる。
5. A は、所有する甲土地を B に譲渡した。甲土地は、それ以前から、C が所有する乙土地に囲まれて公道に通じない土地である。この場合、B は、A から B への甲土地の所有権移転登記がされていなくても、公道に至るため、乙土地を通行することができる。

#### 問題 46

占有に関する以下の記述のうち、空欄①～⑤に入る語の組み合わせとして正しいものを1つ選びなさい。

占有者が（ ① ）をもってする占有を、自主占有という。これに対して、（ ① ）を伴わない占有を他主占有という。たとえば、（ ② ）者による土地の占有は他主占有である。自主占有者も他主占有者も（ ③ ）をすることができる。しかし、（ ④ ）が認められるのは、その占有が（ ⑤ ）である場合に限られる。

1. ①正当な権原 ②借地権 ③占有物の所有権の時効取得 ④占有訴権の行使  
⑤他主占有
2. ①正当な権原 ②不法占拠 ③占有訴権の行使 ④占有物の所有権の時効取得  
⑤自主占有
3. ①所有の意思 ②借地権 ③占有訴権の行使 ④占有物の所有権の時効取得  
⑤自主占有
4. ①正当な権原 ②不法占拠 ③占有物の所有権の時効取得 ④占有訴権の行使  
⑤他主占有
5. ①所有の意思 ②借地権 ③占有物の所有権の時効取得 ④占有訴権の行使  
⑤自主占有

#### 問題 47

A は、B に対する 1000 万円の金銭債務の担保として、A の所有する甲土地に B のための抵当権  $\alpha$  を設定し、抵当権設定登記が行われた。その後、A は、同土地を C に賃貸し、C は同土地に乙建物を建築してその所有権保存登記をすませ、同建物に居住をはじめた。その後 A は、D に対する 500 万円の金銭債務の担保として、同土地に D のための抵当権  $\beta$  を設定し、抵当権設定登記が行われた。この場合に関する以下の記述のうち、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. 抵当権  $\alpha$  の実行としての競売によって甲土地が売却された場合には、抵当権  $\alpha$  とともに抵当権  $\beta$  も消滅する。
- イ. 抵当権  $\beta$  の実行としての競売によって甲土地が売却された場合には、抵当権  $\beta$  は消滅するが抵当権  $\alpha$  は消滅しない。
- ウ. 抵当権  $\alpha$  の実行としての競売によって甲土地が売却された場合において、C は、同土地の賃借権を、同土地の買受人に対抗することができない。
- エ. 抵当権  $\beta$  の実行としての競売によって甲土地が売却された場合において、C は、配当手続の中で、同土地の賃借権を失うことについての補償金の交付を受ける。

1. アウ    2. アエ    3. イウ    4. イエ    5. ウエ

## 問題 48

以下の最高裁判所の判決文（一部表現を改めている）に関する記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

「……原審は、債権者が弁済期後に譲渡担保の目的不動産を第三者に譲渡した場合であっても、譲受人がいわゆる背信的悪意者であるときは、債務者はその清算が行われるまでは債務を弁済して目的不動産を受け戻すことができ、その所有権をもって登記なくして譲受人に対抗することができる。ところが、上告人（譲受人）は背信的悪意者に当たるから、被上告人（債務者）は右の供託によって本件建物を受け戻し、その所有権をもって上告人に対抗することができる」と判断して、上告人の請求を棄却した。

しかしながら、不動産を目的とする譲渡担保契約において、債務者が弁済期に債務の弁済をしない場合には、債権者は、右譲渡担保契約がいわゆる帰属清算型であると処分清算型であるとを問わず、目的物を処分する権能を取得するから、債権者がこの権能に基づいて目的物を第三者に譲渡したときは、原則として、譲受人は目的物の所有権を確定的に取得し、債務者は、清算金がある場合に債権者に対してその支払を求めることができるにとどまり、残債務を弁済して目的物を受け戻すことはできなくなるものと解するのが相当である（最高裁昭和46年（オ）第503号同49年10月23日大法廷判決・民集28巻7号1473頁，最高裁昭和60年（オ）第568号同62年2月12日第一小法廷判決・民集41巻1号67頁参照）。この理は、譲渡を受けた第三者がいわゆる背信的悪意者に当たる場合であっても異なるところはない。ただし、そのように解しないと、権利関係の確定しない状態が続くばかりでなく、譲受人が背信的悪意者に当たるかどうかを確知し得る立場にあるとは限らない債権者に、不測の損害を被らせるおそれを生ずるからである。

したがって、前記事実関係によると、被上告人の債務の最終弁済期後に、A（債権者）が本件建物を上告人に贈与したことによって、被上告人は残債務を弁済してこれを受け戻すことができなくなり、上告人はその所有権を確定的に取得したものである。これと異なる原審の判断には、法令の解釈を誤った違法があり、右の違法は原判決の結論に影響を及ぼすことが明らかである。」

- ア. この判決は、上告人の上告を棄却した判決である。
- イ. 本判決によれば、上告人は、いわゆる背信的悪意者であったとしても、譲渡担保目的物の所有権を確定的に取得することになる。
- ウ. 本判決によれば、債権者は、清算金を支払うまでは譲渡担保の目的不動産の所有権を確定的に取得することができない。その結果、弁済期到来後、債権者から譲渡担保目的物の贈与を受けた者は、所有権移転登記をしたとしても、債務を弁済した債務者による受戻しに対抗することができない。
- エ. 本判決によれば、債権者が弁済期到来後に譲渡担保目的物を第三者に処分した場合、債務者は、債権者に対して弁済をして譲渡担保目的物を受け戻すことができなくなる。
- オ. 本判決によれば、債務者は、債権者に対して弁済をして譲渡担保目的物を受け戻すことができなくなったとしても、清算金の支払を求めることができなくなるわけではない。

1. アイ    2. アウ    3. イオ    4. ウエ    5. エオ

#### 問題 49

A が B に対して甲債権を有している場合に、A が行使しうる詐害行為取消権に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. A は、詐害行為取消権を裁判外でも行使することができる。
- イ. A は、B が C に対して既に負っている債務を担保するために B が所有する乙不動産について担保物権を設定する行為を、詐害行為として取り消すことはできない。
- ウ. A が甲債権を取得する前に、B がその所有する乙不動産を C に贈与したため債務超過に陥っていた場合、A は、この贈与を詐害行為として取り消すことはできない。
- エ. A が甲債権（債権額 2000 万円）を取得した後に、B が、その所有する乙不動産(時価 3000 万円)を C に贈与した。この贈与が詐害行為となる場合、A は、その 3 分の 2 だけを取り消すことができる。
- オ. A が、B の所有する乙不動産の C への贈与を詐害行為として取り消すことを求めるとき、C を被告とすれば足り、B を被告とする必要はない。

1. アイ    2. アエ    3. イオ    4. ウエ    5. ウオ

### 問題 50

ABC の 3 名が G に対して連帯債務を負っており、その内部的負担割合は 1:1:1 である。この場合に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. A が G に対して有する債権について相殺を援用した。この場合、B および C のいずれも、A の負担部分の限度でその義務を免れる。
- イ. A が債務の全額を弁済したときは、B および C のいずれも、その義務を免れる。
- ウ. A が債務の全額を弁済したときは、自己の負担部分を超える額の全額について、B に対して求償することができる。
- エ. A が自己の負担部分に満たない弁済をしたときには、A は、他の連帯債務者に対して求償することができない。
- オ. A と G との間の更改によって A の債務が消滅したときは、B および C のいずれもその義務を免れる。

1. アウ    2. アエ    3. イエ    4. イオ    5. ウオ

## 問題 51

次に示すのは、売買の目的物に隠れた瑕疵があったときに売主が買主に対して負うべき責任に関する、教師 A、学生 B および学生 C の会話である。空欄①～③に入る語の組み合わせとして正しいものを 1 つ選びなさい。

教師 A : X が、中古車販売業者 Y の展示場に展示されていた甲という中古車を見て Y から甲を購入する契約を結びました。XY 間での取り決めにしたがって、契約の 3 日後に甲はキャリアカー（車両運搬車）で X 宅に輸送され、X は引渡しを受けました。しかし、甲のブレーキは、誰も気づいていなかったのですが実は甲が展示場に置いてあったときにはすでに故障しており、X は、引渡しを受けた 1 週間後に甲にその故障があることを発見しました。まず、こういう事例で考えてみましょう。このとき、Y は X に対してどのような責任を負うのでしょうか。B 君の意見はどうですか。

学生 B : 債務不履行責任は負わないと思います。なぜならば、Y がこの売買契約に基づいて負う義務は、展示されているままの状態での甲を X に引き渡すことであって、Y はそれを完全に果たしているからです。

学生 C : そうすると、X は Y に何の請求もできないということになるのかしら。

学生 B : そうではありません。瑕疵担保責任の規定に基づいて、X は、損害賠償は請求できますし、さらに、ブレーキの故障という隠れた瑕疵のせいで契約目的を達成することができなければ、契約の解除をすることもできます。ただ、それは債務不履行責任ではなく、瑕疵担保責任の規定に基づく特別の責任だということです。

Y に債務不履行がないという前提から出発する限り、X は（ ① ）の賠償を請求できないことになるでしょう。

学生 C : 修繕費用を損害として賠償請求することができますか。

教師 A : C さんはどう考えるのですか。

学生 C : まず、XY 間で結ばれた契約の趣旨をはっきりさせなければならぬと思います。

たとえば、甲が今ではほとんど残っていない珍しい車種のもので、X は甲を自宅の庭で観賞するために買ったのであり、公道で運転するつもりはない、ということが契約時に XY 間で了解されていたという例を考えると、その場合には、Y は展示時の現状で引き渡せば売主としての義務を果たしたことになるでしょう。しかし、中古車展示場に行く人は、通常は、公道で運転しようと思って中古車を買うのではないのでしょうか。そういう通常の事例を考えると、XY 間の契約の趣旨としては、Y は公道での運転に適した状態の甲を X に引き渡す義務を負っていると考えべきであり、それなのに Y が X にブレーキの故障した甲を引き渡したのですから、それはただの債務不履行だと思います。修繕費用を損害として賠償請求することもできるはずですよ。

学生 B : C さんの立場だと、X は Y にブレーキの修繕も請求できることになるのですか。



学生 C: 先ほどの、公道で運転しようと思って中古車を買うという通常の事例を想定すると、原則として修繕を ( ② ) と考えるのが自然だろうと思います。

教師 A: 議論は尽きませんね。さて、ここまでは、展示場に置いてあったときにはすでに甲のブレーキは故障していた、という事例を考えていましたが、設定を少し変えてみましょう。展示場にある段階では甲のブレーキは壊れていなかったのだけれども、甲をキャリアカーで展示場から X 宅に輸送する途中で、Y がキャリアカーの操作の際に単純なミスをして、そのせいで、X 宅で引き渡したときには甲のブレーキが壊れてしまっていた、しかし引渡し時にはその故障には誰も気がついておらず、引渡しを受けて 1 週間後に X がそれを発見した、という事例に置き換えると、どうなりますか。まず、C さんの意見はどうですか。

学生 C: 契約の趣旨から、Y はブレーキの故障のない状態の甲を X に引き渡す義務があると解されるという前提のもとで考えると、この事例では、ブレーキの故障が、Y の単純なミスによって、引渡し時よりも前に生じていたのですから、Y は債務不履行責任を負う、ということになると思います。

教師 A: そうですか。B 君の立場からはどうなるでしょうか。

学生 B: いま先生の言われた事例では、Y は ( ③ ) を負うことになるのではないかと思います。

1. ①履行利益      ②請求できない      ③瑕疵担保責任の規定に基づく特別の責任
2. ①信託利益      ②請求できない      ③債務不履行責任
3. ①履行利益      ②請求できる      ③瑕疵担保責任の規定に基づく特別の責任
4. ①信託利益      ②請求できる      ③瑕疵担保責任の規定に基づく特別の責任
5. ①履行利益      ②請求できる      ③債務不履行責任

## 問題 52

賃貸借契約における賃借人の義務に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

1. 賃借人は自己の財産におけるのと同じの注意をもって賃借物を保管する義務を負う。
2. 賃借人は毎月の賃料を前月末までに支払う義務を負う。
3. 賃借人が賃貸人に敷金を交付している場合には、賃借人はその金額の範囲で賃料の支払を拒絶することができる。
4. 賃借人は賃借物の使用および収益に必要な修繕をする義務を負う。
5. 賃借人は、賃借物が修繕を要するときは、遅滞なくその旨を賃貸人に通知する義務を負う。

## 問題 53

損害賠償に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

1. 不法行為によって被害者が死亡した場合は、被害者が生活のために将来必要となるはずであった費用は賠償すべき損害額から控除されない。
2. 不法行為によって被害者が死亡した場合は、その遺族が支出した葬式費用は賠償すべき損害に当たらない。
3. 不法行為によって被害者たる8歳の児童が死亡した場合は、被害者の将来の収入は不確定であるため、得べかりし収入の喪失は賠償すべき損害に当たらない。
4. 不法行為によって被害者の身体能力が低下した結果、その生活のために介護の費用が必要となった場合に、その後に当初の不法行為とは別個の原因で被害者が死亡したときは、死亡時以降に発生すべき介護の費用は賠償すべき損害に当たらない。
5. 不法行為によって被害者の身体能力が低下した結果、逸失利益の賠償請求が認められる場合であっても、その後に当初の不法行為とは別個の原因で被害者が死亡したときは、死亡時以降の逸失利益は賠償すべき損害に当たらない。

#### 問題 54

注意義務に関する以下の記述のうち、善良な管理者としての注意が要求されないものは何個あるか。

- ア. 留置権者が留置物を占有する際の注意義務
- イ. 質権者が質物を占有する際の注意義務
- ウ. 受任者が委任事務を処理する際の注意義務
- エ. 親権者が子の財産を管理する際の注意義務
- オ. 成年後見人が成年被後見人の財産を管理する際の注意義務
- カ. 相続の放棄をした者が、その放棄によって相続人になった者が相続財産の管理を始めることができるまで、その財産の管理を継続する際の注意義務
- キ. 遺言執行者が相続財産を管理する際の注意義務

1. 1 個    2. 2 個    3. 3 個    4. 4 個    5. 5 個

#### 問題 55

婚姻に関する以下の記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 未成年者が婚姻についてその父母の同意を得ていなかったときは、父母は、同意をしていなかったことを理由に、婚姻の取消しを家庭裁判所に請求することができる。
- イ. 婚姻によって氏を改めた夫または妻は、夫婦の他方が死亡したときは、婚姻前の氏に復することができる。
- ウ. 夫婦の同居義務は、強制執行によって実現を求めることはできない。
- エ. 婚姻の届出前に夫婦財産契約をしなかった夫婦は、婚姻中に夫婦の一方がその名で得た財産を共有する。
- オ. 未成年者は、婚姻した後、20歳に達する日より前に、その親権者の同意を得ずに法律行為をした場合においても、その法律行為を自らの未成年を理由に取り消すことができない。

1. アエ    2. アオ    3. イウ    4. イエ    5. ウオ

### 問題 56

父子関係に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

1. A と B が婚姻をしたが、その数日後に A が海外で収監されて 4 年間帰国することがなく B と会うこともできないままであった。婚姻から 2 年後に B が C を懐胎し、A の帰国前に出産した。この場合において A が C の出生を知った時から 1 年を経過した後であっても、A は AC 間の父子関係を否定することができる。
2. 嫡出否認の訴えを提起できるのは夫と子のみである。
3. 未成年者が認知を行う場合には、法定代理人の同意を得なければならない。
4. 夫 A の死後に、凍結保存されていた A の精子を用いた人工授精によって妻 B が懐胎し、子 C を出産した場合には、認知の訴えによって AC 間の父子関係を形成することができる。
5. 父 A が婚姻関係のない B との間の子 C を自分の子として養育しているときは、その養育の事実をもって認知があったものとして、父子関係が形成される。

### 問題 57

以下のアからカまでの事項のうち、その効力を生じさせるために家庭裁判所の審判を経る必要がないものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 成年後見の開始
- イ. 協議上の離婚
- ウ. 特別養子縁組
- エ. 親権の停止
- オ. 推定相続人の廃除
- カ. 遺言の撤回

1. アエ
2. イオ
3. イカ
4. ウオ
5. エカ

## 問題 58

相続の承認および放棄に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 相続人が未成年者である場合、熟慮期間は、この未成年者が自己のために相続の開始があったことを知った時から起算する。
- イ. 相続の単純承認は、家庭裁判所への申述によってしなければならない。
- ウ. 詐欺に基づいてなされた相続放棄を取り消す場合は、家庭裁判所への申述によってしなければならない。
- エ. 相続の開始後、相続人が被相続人の死亡の事実を知らず、かつ、その事実を全く想定せずに、相続財産に属する動産を第三者に処分した場合は、単純承認をしたものとはならない。
- オ. 限定承認をした相続人は、被相続人の債務を承継しない。

1. アイ    2. アオ    3. イウ    4. ウエ    5. エオ

### 問題 59

Xには、妻A、その間の子(B・C)、および認知した子Dがいる。Xは、下記の自筆証書遺言(以下、本件遺言という)を残して死亡した。本件遺言中、EはXの甥、甲・乙・丙はXの所有する不動産を指し、甲・乙・丙の相続開始時における価額はそれぞれ等しいものとする。本件遺言のうち、⊗はXが自ら押したXの印であり、その他はすべてXが自分で書いたものである。なお、Xの遺言は他には存在しない。

#### 遺言書

- 一、甲はAに相続させる。
  - 二、乙はB<sup>C</sup>⊗に相続させる。
  - 三、丙はEに相続させる。
  - 四、Dには相続させない。
  - 五、これ以外の財産については、A・B・Cが等しい割合で分けること。
- 以上、相違ありません。

平成 25 年 3 月 14 日 X⊗

条項「二」中、Bを削除し、Cを加える。X

本件遺言に関する以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 本件遺言の条項一は、「相続人の指定」に当たる。
2. 本件遺言の条項二に加えられた変更は、自筆証書遺言の変更の方式を満たしている。
3. 本件遺言の条項三は、「遺産分割方法の指定」に当たる。
4. 本件遺言の条項四は、「Dについての認知の撤回」に当たる。
5. 本件遺言の条項五は、「相続分の指定」に当たらない。

## 問題 60

以下の記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 家庭裁判所は、失踪者が失踪の宣告によって死亡したものとみなされる時と異なる時に死亡したことが証明されたとしても、失踪の宣告を取り消すことができない。
- イ. 隔地者に対する契約解除の意思表示は、表意者が通知を発した後それが相手方に到達する前に死亡した場合であっても、そのためにその効力を妨げられない。
- ウ. 共有者の1人が死亡した場合、その持分は、相続人ではなく、他の共有者に帰属する。
- エ. 混同によって債権が消滅するのは、債権者が債務者を相続した場合と債務者が債権者を相続した場合であるから、相続が起こりえない法人の債権が混同によって消滅することはない。
- オ. 借借人の死亡は、賃貸借の終了事由ではない。

1. アウ    2. アエ    3. イエ    4. イオ    5. ウオ

# 憲 法

資料 1

問題番号	正解番号	問題番号	正解番号
1	1	26	4
2	2	27	4
3	2	28	3
4	2	29	3
5	2	30	5
6	2	31	2
7	2	32	4
8	2	33	2
9	1	34	5
10	1	35	4
11	2	36	2
12	1	37	4
13	2	38	4
14	1	39	2
15	2	40	3
16	1		
17	1		
18	2		
19	1		
20	2		
21	2		
22	1		
23	2		
24	2		
25	2		



# 刑 法

問題番号	正解番号	問題番号	正解番号
1	1	26	4
2	2	27	5
3	2	28	3
4	2	29	5
5	2	30	4
6	1	31	4
7	2	32	2
8	2	33	3
9	1	34	3
10	1	35	1
11	1	36	2
12	1	37	4
13	2	38	2
14	1	39	3
15	2	40	5
16	2		
17	1		
18	2		
19	2		
20	1		
21	2		
22	2		
23	2		
24	1		
25	2		

# 民 法

問題番号	正解番号	問題番号	正解番号
1	1	41	4
2	1	42	4
3	1	43	3
4	2	44	4
5	1	45	4
6	2	46	3
7	1	47	1
8	1	48	2
9	1	49	5
10	2	50	4
11	1	51	5
12	1	52	5
13	2	53	4
14	2	54	2
15	2	55	1
16	2	56	1
17	1	57	3
18	1	58	4
19	2	59	2
20	1	60	4
21	1		
22	2		
23	2		
24	2		
25	2		
26	2		
27	1		
28	2		
29	2		
30	2		
31	2		
32	2		
33	1		
34	1		
35	1		
36	1		
37	2		
38	2		
39	2		
40	2		

## 第2回共通到達度確認試験試行試験の基本的な方向性

平成27年7月6日  
共通到達度確認試験システムの  
構築に向けた調査検討会議

### はじめに

- 共通到達度確認試験（仮称）（以下、「確認試験」という。）については、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下、「特別委員会」という。）のもとに設けられた「法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ（平成24年）」において、未修者教育の質保証を図る観点から構想されたものであるが、平成25年7月の関係閣僚会議決定においても、これを既修者にも適用できるものとして、その基本設計を検討することとされたところである。
- その後、特別委員会のもとに設けられた「共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ（平成25年）」（以下、「中教審 WG」という。）において基本設計が示され、また、昨年11月に文部科学省から公表した法科大学院の総合的な改善方策においては、確認試験の平成30年度の本格実施を視野に、平成26年度から4回の試行を実施することとしたところである。
- 本調査検討会議では、確認試験の本格実施までの間、試行を重ねることでその内容を発展させていくため、本年3月に実施された第1回試行試験により得られた課題を踏まえつつ、今年度の試行試験の大局的な方向性を以下のとおり取りまとめることとする。

### 1. 第2回試行試験の主目的

- 全4回（26～29年度）が予定されている試行試験の2回目であることを踏まえ、今回の試行を通じて検証・分析すべき主な点を以下のとおりとする。
  - 1年次学生と2年次学生とを対象とし、全ての法科大学院生が到達すべき学修の水準を確認するための試験内容・実施方式等について
  - 試験実施後に教員がその後の学修・進路指導に活用するための情報把握や、学生自身がその後の学修の進め方等の判断材料として活用するための情報発信のあり方について

- 本格実施の際に法科大学院が全体として主体的に参画することを念頭に置きながら、文部科学省も実施体制の構築に関与することとする。

#### (考え方)

- ・ 基本設計に示されているとおり、確認試験は、
  - ① 法科大学院の教育課程において学修した内容に関し、各法科大学院が進級時に学生の到達度等を確認し、その後の学修指導等に活用すること
  - ② 学生が全国規模の比較の中で自らの学修到達度を把握することを通じ、その後の学修の進め方等の判断材料として活用することの2点を目的としており、これらの目的を踏まえて確認試験が効果的に機能するものとなるよう、本格実施に向けて試行を重ねていく必要がある。
- ・ 本年度の試行試験は全4回が予定されている中の2回目であることから、上記のとおり検証・分析すべき課題を重点化することで、本格実施に向けた課題を効率的・効果的に検証することとする。
- ・ また、本格実施までに、法科大学院が自律的に試験の企画等を行うことができるよう、他学部等で実施されている共用試験も参考にしながら、第2回試行試験については、文部科学省が実施方針・実施細目等の作成に一定の役割を果たすこととする。

## 2. 対象者・試験科目

- 対象者は、1年次（法学未修者コース）及び2年次（法学未修者コース及び法学既修者コース）の学生とする。
- 試験科目は、1年次・2年次とも、憲法・民法・刑法の3科目とする。

#### (考え方)

- ・ 法学未修者の質保証を重点的に進める観点からは、第1回試行試験と同様に1年次学生に対象を限定することも考えられるが、平成30年度以降の本格実施を視野に入れると、今年度から対象者を2年次学生にも拡大する必要がある。

- ・ 試験科目については、第1回試行試験と同様に憲法・民法・刑法の3科目とし、精度を高めていくこととするが、第3回試行試験において他の法律基本科目（商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法）について試験を実施することを念頭に置いて、本調査検討会議において当該科目の試行試験の在り方を継続して検討する。

### 3. 出題範囲・難易度

- 第2回目の試行となる今回の試験については、1年次学生と2年次学生で同一の問題を使用することを原則とする。
- 今後の検証に資するよう、出題範囲を限定せず、難易度を含め多様な問題を出題することとする。
- 今年度の作問に当たっては、司法試験短答式試験との難易度の差異の在り方については特段考慮せず、法科大学院の教育課程や到達目標モデルに即した問題とすることとする。

#### (考え方)

- ・ 第2回試行試験では、基本設計において示された到達度の水準を踏まえつつ、2年次までの学修を通じて到達すべき学修の水準を確認するために適切な問題の在り方を検討する必要がある。
- ・ また、本格実施までには、年次により問題を分けることの是非、確認試験と各法科大学院において実施される期末試験との役割分担、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」との関係性など、出題範囲や難易度等に関して解決すべき課題があるところ、今後、本調査検討会議においてその検証が行えるよう、試行を通じて必要な情報を収集・整理しておくことが望ましい。
- ・ そのため、今回の試行試験については、1年次学生と2年次学生で同一の問題を使用することを原則とするとともに、問題の内容としては、思考力を確認する問題を含め多様なものとし、所属するコースや年次毎に結果を分析することとする。また、検証の参考となるよう、前回試行試験の結果も参照し、過度に難しい問題とならないよう留意しつつ、問題の難易度や内容の多様性にも配慮することとする（「4. 受験者情報の把握・取扱い」も参照）。
- ・ なお、「法曹養成制度改革の更なる推進について（平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議）」では、将来的に確認試験の結果に応じ

て司法試験短答式試験を免除することを想定することについても記載されており、本格実施の際にはこのことについても十分配慮する必要がある。

#### 4. 受験者情報の把握・取扱い

- 各問題の難易度等の適切性を検証できるよう、試行試験の問題ごとに、
    - 法学未修者・1年次
    - 法学未修者・2年次
    - 法学既修者・2年次
- に区別して正答率等を把握するとともに、個人情報の取扱いに留意しつつ、個別の受験者の情報を各法科大学院に伝達することとする。
- ただし、試行段階にあることを考慮し、今年度の試行結果は受験者の進級判定等に利用せず、確認試験の結果分析や学修指導のために使用することとする。

##### (考え方)

- ・ 確認試験の本格実施に向けて、精緻な分析を行うためには、個人情報の保護に配慮しつつも、確認試験の結果と法科大学院の学修状況等との関連性を整理するため、「受験者個々の試験結果に関する情報（以下、「受験者情報」という。）を把握することが必要になる。
- ・ 更に、将来的な司法試験短答式試験の免除の可能性も想定しつつ、司法試験の合格状況も含めた相関関係を分析できるようにすることが必要である。
- ・ そのため、情報セキュリティに十分に留意した上で、受験者情報を各法科大学院に適切に伝達することとする。
- ・ 特に、受験者情報については、試行試験であることを考慮し、今年度の試行結果は確認試験の結果分析や学修指導のために使用することにとどめるものとし、進級判定等に利用されないことがないよう十分な管理を行うものとする。
- ・ なお、受験者情報の各法科大学院への伝達については、これを進級判定等に利用するとの誤解を学生に与えないようにするため、4月に行うことも含め、時期を検討する必要があると考えられる。

## 5. 実施方式

- 第2回試行試験については、各法科大学院共通の日程で、年度末に実施する。
- 解答方式はマークシート方式とする。

### (考え方)

- ・ 第2回試行試験については、本年度末（平成28年1月～3月）に実施することとし、学事日程や将来的な進級判定への活用の観点から適切な日程を検証するものとする。日程については、各法科大学院から意向を聴取の上、可能な限り早期に実施日程を確定するものとする。
- ・ マークシートによる解答方式においても、基本的な知識や思考力については確認可能であるが、発展的・応用的な思考能力については、問題作成の工夫のみで確認可能となるかは検証が必要となる。
- ・ そのため、今年度の試行試験はマークシート方式による実施を継続し、学修到達度の判定が可能かどうか、難易度や出題範囲とセットで検証を行うこととする。
- ・ また、CBT形式については、問題作成量が膨大となり負担が著しく増加すること、かかる経費と収入との関係等解決すべき課題が多いことから、第2回試行試験の結果や将来的な運営主体の在り方と併せて検討することとする。

## 6. 試験結果の活用（情報発信）

- 試験実施後の適切な時期に、各設問の解説や全体分布等の情報を公表することとする。

### (考え方)

- ・ 受験者が試験結果をその後の学修に適切に活用していくためには、全国レベルにおける得点分布等とともに、各設問における対象となる年次などを含めて、出題趣旨や背景、問題の解説等についても発信していくことが必要であると考えられる。
- ・ また、実際に指導にあたる教員にとっても、学修の盲点等を把握し、その後の学修指導に活かせるようにするため、誤答傾向等を整理できるようにしておくことが必要であると考えられる。
- ・ そのため、第2回試行試験の解説を作成する際には、実際の作業負担を

考慮しつつ、上記2点を満たせる試験結果の公表の在り方について検討を行うものとする。また、学修定着度に課題がある学生についても、適切な形で復習が可能となる解説があることが望ましい。

## 7. その他

- 第2回試行試験の問題作成等については、第1回試行試験により得られた成果や課題等の蓄積を活かすため、東京大学、京都大学、一橋大学を中核としつつ、各法科大学院の協力の下に実施するものとする。
- また、実施方針や実施細目等については、本調査検討会議の下にワーキング・グループを設けて検討を進めていくものとする。
- 今後の試験のあり方の検討に資するよう、試行試験に参加した学生・法科大学院からの意見を聴取することとする。



事 務 連 絡  
平成27年7月31日

法科大学院を置く  
各国公私立大学事務局 御中

文部科学省高等教育局  
専門教育課専門職大学院室

### 第2回共通到達度確認試験試行試験について

共通到達度確認試験（仮称）については、「共通到達度確認試験システムの構築に関する調査検討会議」において本格実施に向けた調査検討が行われており、先般、同調査検討会議において別添のとおり「第2回共通到達度確認試験試行試験の基本的な方向性」がまとめられました。この方向性に沿って、運営を担う大学（東京大学、一橋大学、京都大学）を中心として第2回試行試験が行われることとなりますので、各法科大学院におかれましては、積極的にご参加下さいますようお願い致します。

具体的な実施方針等については、上記調査検討会議の下に設置された「共通到達度確認試験推進ワーキング・グループ」において議論が行われており、後日、運営を担う大学を通じ、各法科大学院へ実施内容が周知される予定です。

また、実施日程については、上記ワーキング・グループにおいて、先般の照会から最も多くの大学の参加が見込まれる下記の日程に決定されましたのでお知らせ致します。

### 記

○第2回共通到達度確認試験試行試験

実施日時：平成28年3月14日（月）午後

事務連絡  
平成27年8月19日

東京大学大学院法学政治学研究科  
一橋大学大学院法学研究科 御中  
京都大学大学院法学研究科

文部科学省 高等教育局  
専門教育課 専門職大学院室

### 第2回共通到達度確認試験試行試験実施要綱等の送付について

「共通到達度確認試験システムの構築に関する調査検討会議 共通到達度確認試験推進ワーキング・グループ」において、第2回共通到達度確認試験試行試験実施要綱が別添1のとおり策定され、同要綱に定める試験委員（作問委員）について別添2のとおり選考されました。

については、本要綱等に基づき、また、本業務が法科大学院全体の教育の質保証に係るものであることを踏まえ、第2回共通到達度確認試験試行試験が、各法科大学院の協力を得つつ、運営を担う大学である、東京大学、一橋大学、京都大学の緊密な連携・協力のもと、適切に実施されるようお願いいたします。

## 第 2 回共通到達度確認試験試行試験実施要綱

平成 27 年 7 月 28 日  
共通到達度確認試験システムの構築に関する調査検討会  
共通到達度確認試験推進ワーキング・グループ

## 第 1 実施の趣旨

共通到達度確認試験は、法学未修者の教育の質の保証の観点から各法科大学院が客観的かつ厳格に進級判定を行い、学生に対する学修・進路指導の充実を図る基礎とし、学生自身においても全国レベルでの比較の下で自己の学習到達度を自ら把握し、学習の進め方等を見直すことを可能とするために、既修者にも活用できるものとして実施するものである。平成 30 年度の本格実施を視野に入れ、平成 26 年度に続く第 2 回の試行試験である今回の実施においては、「第 2 回共通到達度確認試験試行試験の基本的な方向性」(平成 27 年 7 月 6 日共通到達度確認試験システムの構築に向けた調査検討会議)に沿って、対象者を 2 年次にまで拡大するなど昨年度よりも多くの情報の蓄積に努めることとし、今後の検証に資することを主な目的として実施するものである。

## 第 2 試験の内容に関する事項

## 1 対象者

各法科大学院の 1 年次と 2 年次に在籍する学生(未修者及び既修者)のうち希望する者とする。

## 2 試験科目・出題範囲・出題方針

- ・試験科目は憲法、民法、刑法の 3 科目とする。
- ・各科目とも「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」の記載の範囲内から、2 年次までの学修を通じて修得すべき問題を偏り無く出題する。
- ・法科大学院の学修において当然に修得すべき内容を確認する試験とし、基礎的な知識・思考力を主に問うこととしつつ、本格実施に向けた検証に資するよう、問題の難易度や内容の多様性に配慮して出題することとする。
- ・1 年次学生と 2 年次学生で同一の問題を用いることを原則とするが、年次が異なる受験者がいることを踏まえて難易度を設定し、試験実施後の解説において、設問ごとに難易度について示すこととする。

### 3 問題数・試験時間

問題数、試験時間については、以下を目安として、問題の難易度や内容の多様性に配慮しつつ、科目ごとに適切に決定する。

- ・問題数は、憲法・刑法は各 30 問、民法は 45 問。
- ・試験時間は、憲法・刑法は各 50 分、民法は 75 分。

### 4 出題形式・解答方式

- ・基礎的な知識の確認とともに、一定の知識を前提とした思考力の確認のためには、正誤式問題と多肢選択式問題を併用する必要があると考えられる。問題数及び配点については前年度の試行結果を踏まえつつ、科目ごとに適切と考えられる割合で出題する。
- ・マークシートによる解答方式とする。

## 第3 問題作成に関する事項

### 1 試験委員会

- ・試行試験運営を担う大学（東京大学、一橋大学、京都大学）（以下、「運営を担う大学」という。）において、憲法、民法、刑法の各科目の共通到達度確認試験試行試験委員会を組織し、試行試験の問題・解説を作成し、試験結果の分析を行う。各科目に係る試行試験委員会の担当は以下のとおりとする。

憲法：京都大学	民法：一橋大学	刑法：東京大学
---------	---------	---------

- ・委員は推進WGにおいて選考し、文部科学省から運営を担う大学へ通知する。その際、法科大学院の教員を中心に構成し、科目の特性を考慮しつつ、実務の経験のある委員を含めることを検討する。
- ・各科目に係る試行試験委員会に主任を置き、委員の中から推進WGが指名する。

### 2 作問委員

各科目に係る試行試験委員会に、試行試験の問題・解説を作成する委員（以下、「作問委員」という。）を置き、推進WGにおいて指名する。

### 3 点検委員

各科目に係る試行試験委員会に、作問委員とは別に、問題の難易度、出題範囲、出題方法等が適切であるかの事前の点検を専門に行う委員を置き、推進WGにおいて指名する。

#### 4 秘密保持

委員及び試行試験の運営に関わる関係者は、委員等としての職務を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてならない。

#### 5 その他

問題作成に当たっては、必要に応じて各科目に係る試行試験委員会の主任が科目間の調整を行う。

### 第4 試験の実施に関する事項

#### 1 実施日程

平成27年度末（1月～3月）に実施することとし、推進WGにおいて実施日を決定し、文部科学省から運営を担う大学及び各法科大学院に連絡することとする。

#### 2 大学間の連絡

運営を担う大学を中心に、参加大学がそれぞれ主体的に取り組むよう、大学間で緊密に連絡を取りながら実施するものとする。

#### 3 各法科大学院の実施体制

試験会場の設営、試験の監督等の実施は各法科大学院で行うこととする。受験者が少数と見込まれる場合には、複数の法科大学院間で一つの会場を設営するなど、多くの大学の参加を可能とするよう適宜調整する。

#### 4 試験結果の公表・本人通知、個人情報の取扱い

試験結果の公表・本人通知や個人情報の取扱いについては、運営を担う大学において、以下の点に特に留意し、適切に実施するものとする。

- ・分析に必要な範囲内において受験者の属性（所属法科大学院、年次、未修・既修の別等）を試験時に把握し、適切に管理すること。
- ・試験実施日時後の適宜の時期に、正解および全体の概括的な分析結果をインターネットで公表すること。
- ・各参加大学に対し、所属する学生の試験結果を平成28年4月以降に送付すること。（4月以降とするのは、今回の試行試験の結果が進級判定等に利用されるのではないか等の学生の疑念を軽減するため。）
- ・法科大学院における成績等と試行試験の結果の比較分析を各法科大学院に依頼し、その分析結果に基づき全体的な比較分析を行うものとする。また、その旨を予め周知し、受験者の同意のもとに試験を実施すること。

- ・試験結果の精緻な分析が可能となるような体制の構築に努め、個人情報への取扱いについては、参加大学と協議の上、適切な管理に努めること。

#### 5 配慮事項

障害のある受験者に対しては、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、回答の方法、試験室の設営等について適切な配慮を行うとともに、障害のある受験者の個々の困難の程度に応じた柔軟な対応に努めるものとする。また、夜間開講その他、試験時間等の取扱いに当たり特別な事情がある場合も同様とする。

#### 6 実施要領の作成

その他、実施に際して必要となる事項については、運営を担う大学が実施要領として作成し、各法科大学院に送付するものとする。

### 第5 試験結果の分析

試験終了後、試験委員会による分析に基づいて運営を担う大学が共同で報告書を取りまとめ、文部科学省へ提出するものとする。

## 第 2 回共通到達度確認試験試行試験の試験委員について

平成 27 年 7 月 28 日  
 共通到達度確認試験システムの構築に関する調査検討会義  
 共通到達度確認試験推進ワーキング・グループ

第 2 回共通到達度確認試験試行試験の試験委員（作問委員）は以下のとおりとする。

## （憲法）

曾我部 真裕	教授	（京都大学）	〔主任〕
宍戸 常寿	教授	（東京大学）	
只野 雅人	教授	（一橋大学）	
西村 裕一	准教授	（北海道大学）	
松本 哲治	教授	（同志社大学）	
山本 龍彦	教授	（慶應義塾大学）	

## （民法）

小粥 太郎	教授	（一橋大学）	〔主任〕
秋山 靖浩	教授	（早稲田大学）	
金子 敬明	教授	（千葉大学）	
久保野 恵美子	教授	（東北大学）	
小池 泰	教授	（九州大学）	
古積 健三郎	教授	（中央大学）	
齋藤 由起	准教授	（大阪大学）	
森田 修	教授	（東京大学）	
横山 美夏	教授	（京都大学）	

## （刑法）

橋爪 隆	教授	（東京大学）	〔主任〕
亀井 源太郎	教授	（慶應義塾大学）	
嶋矢 貴之	教授	（神戸大学）	
杉本 一敏	教授	（早稲田大学）	
星 周一郎	教授	（首都大学東京）	
安田 拓人	教授	（京都大学）	

平成27年12月22日

全ての法科大学院長 各位

京都大学法科大学院長	山本敬三
東京大学法科大学院長	白石忠志
一橋大学法科大学院長	滝沢昌彦

「第2回共通到達度確認試験試行試験」へのご参加のお誘い

いつもお世話になっております。

共通到達度確認試験（仮称）については、平成27年7月31日付け文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室からの事務連絡（以下、「事務連絡」とする）により、各法科大学院宛に「共通到達度確認試験システムの構築に関する調査検討会議」において決定した実施日時（平成28年3月14日（月）午後）および基本的な方向性が通知されました。

具体的な実施方針等については、上記調査検討会議の下に設置された「共通到達度確認試験推進ワーキング・グループ」において議論され、運営を担う大学を通じ、各法科大学院へ周知されることとなっておりますが、本年度の試行については、事務連絡及び別添の平成27年7月28日付け「第2回共通到達度確認試験試行試験実施要綱」にありますように、京都大学・東京大学・一橋大学の3大学が、文部科学省から依頼を受け、運営を担うこととなります。また、実施・問題作成・分析に係る事務等の一部を公益社団法人商事法務研究会に委託することとなりました。

つきましては、上記実施要綱に基づき、第2回共通到達度確認試験試行試験を実施したいと考えておりますので、これらを前提として、平成28年1月13日（水）までにご参加の有無を別紙1にてご回答ください。

なお、各法科大学院において、回答に先立って学生に実施日時の予告をすることは差し支えございませんが、試験実施日より前（同日のこれより前の時刻を含む。）に実施することはできないことと、これより後の日時に実施する場合は、問題用紙・解答用紙等を提供いたしますが、採点・分析の対象としないことを申し添えます。ご参考までに学生への周知予告例（別紙2）を添付いたしますので適宜ご利用ください。

昨年度に引き続き、私ども3大学においても、諸事多難で予算・時間・人的資源も極めて限られたなか、法曹養成制度改革推進会議決定（平成27年6月30日）のとおり、政府の取組であることに鑑みて文部科学省からの依頼をお引き受けしています。当日の実施体制は各法科大学院のご負担によらざるを得ないこと等について、事情をご賢察のうえご検討いただけますと幸いです。



## 第 2 回共通到達度確認試験試行試験への参加について（回答）

◎ 次の各設問について、該当する数字をそれぞれの回答欄に御記入ください。

（設問 1）第 2 回共通到達度確認試験試行試験（以下、「試行試験」とする）への参加についてお聞かせください。

- 1 参加を希望する →（設問 2）へ進んでください。  
 2 参加を希望しない →（設問 3）へ進んでください。

回答	
----	--

（設問 2）設問 1 において「1 参加を希望する」と御回答の場合、試行試験への対象学生見込み数（貴法科大学院の 1 年次と 2 年次に在籍する学生（未修者及び既修者）についてお聞かせください。（留年者を含み、休学者を除いた数字）

	1 年次	2 年次
未修者	名	名
既修者		名
合計	名	名

（設問 3）設問 1 において「2 参加を希望しない」と御回答の場合、試行試験実施日時より後に試験を実施される場合は、対象学生見込み数（問題冊子・解答用紙等の提供を必要とする部数）をお聞かせください。（留年者を含み、休学者を除いた数字）

	1 年次	2 年次
未修者	名	名
既修者		名
合計	名	名

◎ 貴法科大学院の御担当者の連絡先等について御記入ください。

法科大学院名	
郵便番号・住所	
所属・役職	
フリガナ	
担当者名	
TEL	
FAX	
E-Mail	

(周知例)

## 第 2 回共通到達度確認試験試行試験の実施について

この試験は法科大学院教育改革の一環として平成 26 年度から試行されているもので、平成 27 年度の試行試験は、全国の法科大学院のうち、参加を希望する大学において、1 年次及び 2 年次を対象とし、実施されることとなりました。本法科大学院においても下記の概要で実施いたしますのでお知らせいたします。(申込みの方法や詳細については決定次第、掲示等によりお知らせします。)

なお、受験は任意ですが、全国レベルでの比較の中で自らの学修到達度を把握し、学修の進め方等の判断材料として活用することができる試験ですので積極的な受験をお勧めします。なお、今回の試験成績が学業成績や進級判定に影響することは一切ありません。

試験科目：憲法、民法、刑法

(※出題範囲は各科目とも「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」の記載の範囲内から、2 年次までの学修を通じて修得すべき問題を偏りなく出題し、全て短答式(マークシート方式)による。)

対象学生：1 年次及び 2 年次に在籍する学生(未修者及び既修者)のうち希望する者

試験実施日時：平成 28 年 3 月 14 日(月) 午後

——共通到達度確認試験とは——

共通到達度確認試験は、平成 25 年 7 月の法曹養成制度関係閣僚会議の決定に基づき、文部科学省において、中央教育審議会の審議を踏まえ、早期実現を目指すこととされたもので、平成 26 年度に第 1 回の試行試験が実施されました。平成 30 年度の本格実施を視野に入れ、平成 27 年度においても、法学未修者の教育の質を対外的に保証し、学生自身においても全国レベルでの比較の下で自らの学修到達度を把握し、学修の進め方等を見直すことを可能にすることに加え、今回はさらに法学既修者にも活用することができるものとして、第 2 回試行試験が実施されることとなりました。

〇〇〇〇年〇月〇〇日  
〇〇大学法科大学院

平成28年1月29日

第2回共通到達度確認試験試行試験にご参加いただく法科大学院長 各位

京都大学法科大学院長	山本 敬三
東京大学法科大学院長	白石 忠志
一橋大学法科大学院長	滝沢 昌彦

### 第2回共通到達度確認試験試行試験の実施につきまして

このたびは、第2回共通到達度確認試験試行試験についてご参加の回答を頂きましてありがとうございました。

今年度の試行試験については平成27年7月28日付け「第2回共通到達度確認試験実施要綱」に加えて、別紙1の実施要領に基づき実施することといたします。各大学におきましては、別紙2の周知例に基づき学生に周知を行ってください。また、各大学での円滑な試験実施を図るため、原則として、今回は参加学生の事前登録を必要とすることといたしますので、適宜別紙3「登録用紙例/受験票例」をご活用ください。

併せて、別紙4をご覧ください、対象学生数と受験番号の付番ルールおよび3月に送付される問題冊子と解答用紙の数量をご確認ください。(受験番号は商事法務研究会で定めた方法により、各大学において参加登録を行った学生に割り振ります。これに基づき各大学において、当該学生へ受験票の発行をお願いいたします。別紙3「登録用紙例/受験票例」をご活用ください。)

また、試験当日の試験監督アナウンスメモ(例)についても、別紙5のとおりお送りいたしますので、各大学の実施方法に合わせて適宜変更の上、ご利用ください。

なお、参加学生に障がいがある等の理由により、受験特別措置を実施する可能性がある場合は2月10日(水)までに別紙6によりご回答ください。

今後の主な予定は、以下の通りです。

2月上旬頃まで(目安):各大学より対象学生へ実施についての周知(随時)

試験監督、試験実施会場の確保、(その他、各大学で必要な事前準備)

2月下旬頃まで(目安):各大学より、事前登録をした参加学生へ受験票の発行

3月9日(水)頃:試験用資材(問題冊子・解答用紙)到着

(3月7日(月)頃商事法務研究会から発送予定)

3月14日(月)午後:試験実施

3月15日(火):試験問題の正解公表

(共通到達度確認試験試行試験専用のウェブサイト上に掲載)

- 3月17日(木)午前必着：参加大学より商事法務研究会に解答用紙(答案)を返送  
受験番号・科目欄のマークに記入漏れがないかを確認してください
- 4月以降：全体の概括的な分析結果の公表  
商事法務研究会より分析結果及び参加学生の採点結果等を送付

実施方法に関して更に確認が必要な点などございましたら、下記までご連絡をお願いいたします。今年度の試行試験の運営へのご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

[送付資料]

- 別紙1 第2回共通到達度確認試験施行試験実施要領
- 別紙2 第2回共通到達度確認試験施行試験の実施について（周知例）
- 別紙3 第2回共通到達度確認試験施行試験受験申込書（例）
- 別紙4 第2回共通到達度確認試験施行試験受験番号等通知書
- 別紙5 第2回共通到達度確認試験施行試験のアナウンスについて（例）
- 別紙6 第2回共通到達度確認試験施行試験における受験特別措置について
- 参考資料 試験結果の分析・個人情報の取扱いの流れについて  
（共通到達度確認試験推進ワーキング・グループ（第2回）資料）

## 第2回共通到達度確認試験試行試験実施要領

平成27年7月28日付け共通到達度確認試験システムの構築に関する調査検討会議共通到達度確認試験推進ワーキング・グループ「第2回共通到達度確認試験試行試験実施要綱」に加えて、この実施要領に留意の上、第2回共通到達度確認試験試行試験（以下、「試行試験」とする）に参加する各大学（以下、「各大学」とする）にて試験を実施願います。

### 一般的注意事項

- ・以下の日程で試行試験を実施する。これより前の日時（同日のこれより前の時刻を含む）に実施することはできない。これより後の日時に実施する場合は、問題冊子・解答用紙等を提供するが、採点・分析の対象とはしない。

#### 第2回試行試験時間割

平成28年3月14日（月）	12:30～17:40
憲法（40問）	12:30～13:40（70分）
刑法（40問）	14:20～15:30（70分）
民法（60問）	16:10～17:40（90分）

### 【1. 周知等】

- ・学生への周知にあたっては、別紙2「周知例」を参考にすること。なお、各大学の事情を勘案の上、別紙2は適宜変更して差し支えない。
- ・各大学において円滑な試験実施を図るため、原則として、参加学生の事前登録を行うこと。その際、別紙3「登録用紙例／受験票例」を参考に、事前登録の際に必要な事項を確認すること。なお、各大学の事情を勘案の上、別紙3は適宜変更して差し支えない。
- ・受験票は別紙3「登録用紙例／受験票例」を例として、別紙4「受験番号付番ルール」に基づき参加登録を行った学生に発行すること。なお、別紙3は各大学の事情を勘案の上、適宜変更して差し支えない。

### 【2. 実施体制】

- ・試験監督員の人数、体制は各大学の裁量に委ねる。また、複数の大学間で一つの会場を設営することも差し支えないが、商事法務研究会を通じて、予め運営を担う大学（京都大学、東京大学、一橋大学）（以下、「運営を担う大学」という。）に連絡すること。
- ・受験番号は商事法務研究会で定めた方法により、各大学に配布する。各大学において、受験番号を参加登録を行った学生に割り振り、受験票を配布すること。その配布方法は各大学の裁量に委ねる。
- ・試行試験であるため問題冊子送付後の試験問題の訂正措置はとらない（試験問題に関する学生の質問には回答しない。ただし、試験問題に関する疑義があった場合は内容をメモし、試験実施後に商事法務研究会を通じて運営を担う大学に報告すること）。

**【3. 試験の実施】**

- ・各大学における試験会場でのアナウンスについては別紙5「アナウンス例」を参考に参加学生へ案内すること。なお、アナウンスを必須とする一部の箇所以外は各大学の事情を勘案の上、適宜変更して差し支えない。
- ・参加学生は、各試験の開始時刻の20分前までに各大学の試験会場に入室することとする。ただし、各大学の事情により入室時刻は適宜変更して差し支えない。
- ・参加学生の遅刻限度は、各科目の試験開始後20分とする。
- ・参加学生は、試験開始後（解答用紙の回収時間を含む）の途中退場はできない。ただし、体調不良やトイレ等の申出があった場合は、試験監督員が付き添った上で、一時退室を認めても良い。
- ・参加学生は、所属する法科大学院の学生証、受験票を持参し、試験中は机の上の監督者が見やすい場所に置く（やむを得ない事情でこれらを持参できない場合の扱いについては各大学の裁量に委ねる）。
- ・机の上に置けるものは、学生証、受験票の他、鉛筆（HBまたはB）、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計（計時機能だけのもの）、眼鏡とする。六法を参照することはできない。その他については、各大学の裁量に委ねるが、各大学において公正な試験実施が阻害されることのない範囲に留める。
- ・参加学生には問題冊子の表紙に記載してある注意事項を遵守させる。
- ・座席は、原則として受験番号による指定席制とする。1年次学生と2年次学生で同一の問題を使用することを念頭に、試験会場の大きさ、数、学年による別等は各大学の裁量に委ねる。
- ・3科目すべてを受験しない学生の参加を妨げない。

**【4. 問題冊子・解答用紙】**

- ・各大学には参加登録学生数にかかわらず、予め商事法務研究会へ回答のあった試行試験への対象学生見込み数分を送付する。
- ・使用した問題冊子は参加学生に持ち帰らせる。
- ・未使用の問題冊子の取り扱いについては各大学の裁量に委ねる。
- ・未使用の解答用紙は各大学において廃棄する。
- ・解答用紙（答案）の返送については、商事法務研究会から各大学へ別途通知する方法により、各大学は期限内に商事法務研究会へ送付する。

**【5. 個々の参加学生の成績の取り扱い】**

- ・参加学生には以下のことを事前に周知する。周知にあたっては別紙2「周知例」を参考にすること。
- 試行試験の答案は第三者機関が採点処理をする。なお、第三者機関は試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院、年次、未修・既修の別）を把握するが、参加学生を個人識別できる情報（学籍番号、氏名等）は把握しない。

- 全体の採点・分析結果と個々の参加学生の採点結果は、4月以降に所属する法科大学院に提供され、必要に応じ、個々の参加学生に提供されるが、所属する法科大学院では成績評価、進級判定に利用しない。
- 個々の参加学生に提供される採点結果には、科目毎の合計点および問ごとの正誤が記載されているが、自己採点をする場合、マークシートの解答を問題冊子に記録しておくこと。(※)
- 共通到達度確認試験の今後の在り方を検証するために、所属する法科大学院における学業成績等と試行試験の採点結果の比較分析を行うことから、その分析に必要な範囲内において、受験番号毎に参加学生の属性情報と試行試験の成績を、所属する法科大学院において複数年に渡り管理する。なお、このことにより、試行試験に参加した学生が、所属する法科大学院での成績評価や進級判定において試行試験の結果による影響を受けることは一切ない。
- 正解および全体の概括的な分析結果は、試験実施後に共通到達度確認試験試行試験専用のウェブサイト上で公表される予定である。  
なお、以上のことは、別紙5「アナウンス例」にも記載している。

#### 【6. 学生へのアンケート】

- ・参加学生にアンケートを実施するため、参加登録を行う学生に事前に周知する。周知にあたっては別紙2「周知例」を参考にすること。ただし、各大学の事情を勘案の上、別紙2は適宜変更して差し支えない。
- ・アンケートの実施方法等詳細は、共通到達度確認試験推進ワーキング・グループにて決定次第、運営を担う大学より各大学へ周知する。

#### 【7. 受験特別措置】

- ・受験特別措置の実施については各大学の裁量に委ねる。その際に必要となる諸経費は問題冊子の点訳に係る費用を除いて、該当学生が所属する大学が負担する。受験特別措置方法は各大学における当該受験者に対する入学試験・定期試験の際の対応に準じて差し支えないものとする。実施する可能性がある場合は、予め様式6「受験特別措置報告様式」を商事法務研究会に送付すること。

#### 【8. 正解および全体の概括的な分析結果の公表】

- ・試行試験終了後、共通到達度確認試験試行試験専用のウェブサイト上に正解および全体の概括的な分析結果を掲載する。周知にあたっては別紙2「周知例」を参考にすること。正解および全体の概括的な分析結果が公表されるウェブサイトの具体的なURL等は、後日商事法務研究会から各大学に通知する。
- ・全ての科目を受験しなかった参加学生の採点結果については、全体の概括的な分析作業の際に、科目ごとの平均点の集計には反映させるが、全体の平均点の集計には、反映させない。

**【9. 各参加大学の分析結果】**

- ・4月以降に商事法務研究会から各大学に送付する。
- ・参加学生個人ごとの採点結果は、後日、商事法務研究会から各大学に送付する。各大学における、参加学生への配布の実施の有無及びその方法は、各大学の裁量に委ねる。なお、参加学生が自己採点をする場合は、使用する問題冊子に記録するよう、試験当日にアナウンスすること。

**【10. 採点結果と学業成績等の突合・分析調査】**

- ・共通到達度確認試験推進ワーキング・グループにおいて方法を検討の上、後日、各大学へ依頼する。各大学においては、その依頼内容に沿って、参加学生の試行試験の採点結果と、各大学における学業成績を突合・分析し、特定の個人を識別できない統計データとして提出することとする。

**【11. その他】**

- ・上記に記載の無い事項については、以下のとおりとする。【1～3】の項目については、各大学の定期試験実施要領等に準じて試験を実施して差し支えない。【4】以降の項目については、各大学において不明点や疑義が生じた場合、商事法務研究会を通じて運営を担う大学へ予め確認することとする。
- ・今後の共通到達度確認試験推進ワーキング・グループにおける審議結果により、上記に記載の無い事項の取扱い方法を指定することや、各大学の試験運営に大きく支障が出ない範囲で変更することがある。

(※) 採点結果を参加学生に配布しない法科大学院の場合は適宜変更してください。



(周知例)

## 第 2 回共通到達度確認試験試行試験の実施について (第 2 報)

第 2 回共通到達度確認試験試行試験が下記のとおり実施されます。【参加学生への告知事項】に同意の上、この試行試験の受験を希望する学生には、受験票を発行しますので学生証を持参して、別添の「登録用紙／受験票」に必要事項を記入し、受験申込み手続きをおこなってください。受験申込み受付期間は○月○日 (○) から○月○日 (○) です。受験は任意ですが、全国規模の比較の中で自らの学修到達度を把握し、学修の進め方等の判断材料として活用することができる試験ですので、積極的な受験をお勧めします。

対象学生：1 年次及び 2 年次に在籍する学生 (未修者及び既修者) のうち希望する者

### 第 2 回共通到達度確認試験試行試験時間割

平成 28 年 3 月 14 日 (月) 会場：○○○○

12:10 までに会場に集合 (厳守)

憲法 (40 問) 12:30 - 13:40 (70 分)

刑法 (40 問) 14:20 - 15:30 (70 分)

民法 (60 問) 16:10 - 17:40 (90 分)

(※出題範囲は各科目とも「共通的な到達目標モデル (第二次案修正案)」の記載の範囲内から、2 年次までの学修を通じて修得すべき問題を偏りなく出題し、全て短答式 (マークシート方式) による。1 年次学生と 2 年次学生で同一の問題を用いる。)

### 【参加学生への告知事項】

- 試験答案は第三者機関が採点処理します。なお、第三者機関は試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報 (所属法科大学院、年次、未修・既修の別) を把握しますが、参加学生を個人識別できる情報 (学籍番号、氏名等) は把握しません。
- 全体の採点・分析結果と個々の参加学生の採点結果は、4 月以降に法科大学院に提供され、必要に応じ、個々の参加学生に提供されますが、法科大学院では成績評価、進級判定に利用しません。(※) 個々の参加学生に提供される採点結果には、科目毎の合計点および問ごとの正誤が記載されていますが、自己採点をする場合、マークシートの解答を問題冊子に記録しておいてください。採点結果の配布方法は、法科大学院に届き次第お知らせします。
- 共通到達度確認試験の今後の在り方を検証するために、法科大学院における学業成績等と試行試験の採点結果の比較分析を行うことから、その分析に必要な範囲内において、受験番号毎に参加学生の属性情報と試行試験の成績を、法科大学院において複数

年に渡り管理します。なお、このことにより、試行試験に参加した学生が、法科大学院での成績評価や進級判定において試行試験の結果による影響を受けることは一切ありません。

- 正解および全体の概括的な分析結果は、試験実施後に共通到達度確認試験試行試験専用のウェブサイト上で公表される予定です。ウェブサイトの URL や公表時期などは、決定次第お知らせします。
- 参加学生に本試験についてのアンケートを実施する予定です。アンケートの実施方法等詳細は決定次第お知らせしますので、ご協力の程よろしく申し上げます。

2016年〇月〇日

××大学法科大学院

(※) 採点結果を参加学生に配布しない法科大学院の場合は、適宜変更してください。

## 第2回共通到達度確認試験試行試験受験申込書（例）

〇〇大学法科大学院

【参加学生への告知事項】に同意した上で、受験を希望する学生は、「提出日」「学籍番号」「氏名」を記入し、〇月〇日までに〇〇係に提出してください。事前に申込みのない学生は受験できません。

提出日： \_\_\_\_\_ 年 月 日

学籍番号： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

受付印：

受験番号： □□-□□□□ (〇〇係で記入)

-----

(※〇〇係で記入し、切り離します)

## 第2回共通到達度確認試験試行試験受験票（〇〇大学法科大学院）

受験番号： □□-□□□□ (〇〇係で記入)

学籍番号： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

受付印：

(3月14日(月)の試験当日に本票と学生証を持参すること)

(受験時の注意事項)

- ・各試験の20分前までに会場入室し、指定された席に着席してください。遅刻限度は各科目開始後の20分です。なお、試験途中の退場はできません。
- ・解答用紙へのマークは、HBまたはBの黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具(HB・B以外、シャープペンシル等)を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。
- ・試験会場で机の上に置けるものは、受験票、学生証、鉛筆(HBまたはB)、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計(計時機能だけのものに限る)、眼鏡のみです。六法を参照することはできません。
- ・問題冊子の表紙に記載してある注意事項を遵守してください。

## 第2回共通到達度確認試験試行試験のアナウンスについて（例）

以下は、平成28年3月14日実施の第2回共通到達度確認試験試行試験のアナウンス例ですのでご参照ください。各大学の事情により適宜変更して構いませんが、☆の事項は必ずアナウンスしてください。

※板書事項「第2回共通到達度確認試験試行試験」

科目名「〇〇」 試験時間 「〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分」

【試験開始 20 分前頃迄】（この時間までに受験者入室）

【試験開始 10 分前頃】

- これから第2回共通到達度確認試験試行試験の「〇〇」（科目名）を開始します。
- 学生証はケース等から取り出し、学生証、受験票は机の上の監督者が見やすい場所に置いてください。
- 六法を参照することはできません。机の上に置けるものは、受験票、学生証、鉛筆（HBまたはB）、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計（計時機能だけのもの）、眼鏡です。それ以外のものはバッグ等にしまってください。
- 試験は公正に行われなければならない、不正な行為は絶対に行ってはなりません。携帯電話等は、電源を切り、バッグ等にしまってください。また、これらを時計として使用することはできません。携帯電話等または参考文献等を身に付けていた場合は理由のいかんを問わず不正行為とみなしますので特に注意してください。
- 解答用紙へのマークは、HBまたはBの黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具（HB・B以外、シャープペンシル等）を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。
- 試験時間は、〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分までです。試験監督者の時計を基準とします。
- 各科目の試験開始から試験終了（解答用紙の回収時間を含む）までは、解答が終了しても途中退出はできません。ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席する場合は、挙手をして試験監督員の誘導を受けてください。
- 問題冊子は切り離さないでください。カンニングペーパーと見誤られ不正行為と認定される危険があります。
- ☆ 試験答案は第三者機関が採点処理します。なお、第三者機関は試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院、年次、未修・既修の別）を把握しますが、参加学生を個人識別できる情報（学籍番号、氏名等）は把握しません。全体の採点・分析結果と個々の参加学生の採点結果は、4月以降に法科大学院に提供され、必要に応じ、個々の参加学生に提供されますが、法科大学院では成績評価、進級判定に利用しません。
- ☆ 共通到達度確認試験の今後の在り方を検証するために、法科大学院における学業成績等と試行試験の採点結果の比較分析を行いますので、その分析に必要な範囲内において、受験番号ごとに参加学生の属性情報と試行試験の成績を、法科大学院において複数年に渡り管理します。なお、試行試験に参加した学生が、法科大学院での成績評価や進級判定において試行試験の結果による影響を受けることは一切ありません。
- ☆ 正解および全体の概括的な分析結果は、試験実施後に共通到達度確認試験試行試験専用のウェブサイト上で公表されます。自己採点をする場合は、問題冊子に自身の解答を記録しておいてください。
- ☆ 受験した試験の問題冊子は持ち帰ってください。

【試験開始 5 分前頃】（受験者数の多い科目は、早めに配布の指示をしてください。）

- これから、マークシートの解答用紙と問題冊子を配付します。  
開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 解答用紙の所定欄に、試験科目・受験番号の必要事項を記入し、正確にマークしてください。  
記入しおわったら問題冊子の注意事項をよく読んでください。

**【試験開始】**

- 解答始め。(試験開始 20 分後までは遅刻者の入室を許可する。それ以降は入室不可。)

**【試験終了 10 分前】**

- 試験終了まであと 10 分です。  
解答用紙の所定欄に必要事項を記入したか、もう一度確かめてください。

**【試験終了】**

- 解答やめ。筆記用具を置いてください。筆記用具を持ち続けると不正行為とみなします。
- 解答用紙の所定欄に、試験科目・受験番号の必要事項を記入し、正確にマークしているか必ず確認してください。訂正の必要がある場合は挙手をしてください。(試験監督員の立ち会いのもと訂正をさせる。)
- 解答用紙を回収します。全受験者の解答用紙を試験監督が回収するまで、退出する事はできません。  
回収が完了するまで静かに席で待ってください。

**【解答用紙回収後】**

- この時間の試験はこれで終了です。
- 問題冊子は持ち帰ってください。
- (憲法、刑法の場合) 次の「○○」(科目名)の試験は○○時○○分開始ですので、20 分前の○○時○○分には、入室してください。
- (民法の場合) これで試験は全て終了しました。学生証等忘れ物のないよう点検して、退室してください。
- ☆ 正解および全体の概括的な分析結果は、試験実施後に共通到達度確認試験試行試験専用のウェブサイト上で公表されます。ウェブサイトの URL は、後日お知らせします。

## 第2回共通到達度確認試験試行試験における受験特別措置について(回答)

第2回共通到達度確認試験試行試験において、障がいのある受験者に対して配慮を行う必要がある場合は下記の設問に回答の上、2月10日(水)までに商事法務研究会までご送付ください。なお、期日までにご回答がない法科大学院については、配慮を行う必要がある学生がないものとみなしますのでご了承ください。

(設問1) 試行試験における受験特別措置の対象学生見込み数(貴法科大学院の1年次と2年次に在籍する学生(未修者及び既修者)についてお聞かせください。(留年者を含み、休学者を除いた数字)

	1年次	2年次
未修者	名	名
既修者		名
合計	名	名

(設問2) 入学試験、定期試験時における当該受験者への配慮を行った実績を踏まえて、試行試験における具体的な配慮内容についてお聞かせください。(障がいの種類・程度、試験時間、出題、回答の方法、試験室の設営等について)

(設問3) 当該受験者について点字問題もしくは拡大印刷した問題の提供が必要かどうかをお聞かせください。必要な場合は種別および冊数もご回答ください。

◎ 貴法科大学院の御担当者の連絡先等について御記入ください。

法科大学院名	
郵便番号・住所	
所属・役職	
フリガナ	
担当者名	
TEL	
FAX	
E-Mail	

## 試験結果の分析・個人情報の取扱いの流れについて

### ① 試験実施時

(運営を担う大学)

- ・各受験番号に対応した属性（所属法科大学院、学年、未修・既修の別）を把握する。  
※ 受験者の個人名までは把握しないこととする。
- ・4月以降に所属する法科大学院へ個人の得点が通知される旨、各受験者の了解を得る。

(各法科大学院)

所属する個々の学生の受験番号を把握・管理する。

### ② 試験実施後

(運営を担う大学)

- ・インターネットにおいて、正答及び簡単な解説を試験後速やかに公表する。
- ・③の通知に向けて試験結果の分析を行う。

### ③ 採点・結果の通知時（4月以降）

(運営を担う大学)

全体の採点・分析結果と、各大学の所属する学生ごとの結果を通知する。

(各法科大学院)

受験番号から個々の学生を照合し、情報を保管する。必要に応じ、個々の学生への試験結果の通知を行う。

### ④ 4～5月

(運営を担う大学)

採点結果と学業成績等を突合・分析するための調査を各法科大学院へ依頼する。

(各法科大学院)

調査内容について突合・分析し、特定の個人を識別できない統計データとして運営を担う大学へ回答。

### ⑤ 以降適時

(運営を担う大学)

④の回答を取りまとめ、文部科学省に報告する。

### ⑥ 数年後

(各法科大学院)

司法試験短答式試験と共通到達度確認試験との相関性についての調査が行われることを見越し、各法科大学院において受験者の情報を複数年に渡り管理するものとする。

平成 28 年 3 月 24 日

第 2 回共通到達度確認試験試行試験に  
ご参加いただく法科大学院長 各位

京都大学法科大学院長 山本 敬三  
東京大学法科大学院長 白石 忠志  
一橋大学法科大学院長 滝沢 昌彦

### 第 2 回共通到達度確認試験試行試験に係る学生アンケートの実施について

いつもお世話になっております。

平成 28 年 1 月 29 日付で送付しました「第 2 回共通到達度確認試験試行試験実施要領」におきまして、参加学生へのアンケートの実施について周知していたところですが、共通到達度確認試験推進ワーキング・グループにおいて実施方法等が決定しましたので、お知らせいたします。

については、別添「共通到達度確認試験試行試験に関するアンケートへの御協力のお願い」を問題冊子・解答用紙を送付する際に同封しますので、各大学におかれましては「憲法」の入室の際に参加学生に適宜の方法で配布して頂き、「民法」の試験終了後に回収し、解答用紙（答案）の返送の際に同封して下さるようお願い申し上げます。

なお、このアンケートに関することを追記いたしましたので、平成 28 年 1 月 29 日付で送付いたしました別紙 5 「第 2 回共通到達度確認試験施行試験のアナウンスについて（例）」を別添の文書と差し替えて頂きたいようお願い申し上げます。

#### 【留意事項】

- (1) 参加学生のアンケートへの協力は任意ですが、「民法」終了後も、参加学生がアンケートを回答・記入できるよう配慮願います。また、アンケート回収率を高くするため、上述のとおり「憲法」の試験開始前に配布し、休憩時間をアンケート記入に充てることが可能としていただきますようお願いいたします。
- (2) すべての試験を受験しない学生についても対象となりますが、当該学生への配布・回収方法については各大学の裁量に委ねます。
- (3) 未使用のアンケート用紙は各校において廃棄願います。



## 第2回共通到達度確認試験試行試験のアナウンスについて（例）

以下は、平成28年3月14日実施の第2回共通到達度確認試験試行試験のアナウンス例ですのでご参照ください。各大学の事情により適宜変更して構いませんが、☆の事項は必ずアナウンスしてください。

※板書事項「第2回共通到達度確認試験試行試験」

科目名「〇〇」 試験時間 「〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分」

【試験開始 20 分前頃迄】 （この時間までに受験者入室）

☆ 第2回共通到達度確認試験試行試験では、今後の試験の在り方を検討するため、参加学生にアンケートの協力をお願いしています。アンケートはすべての試験が終了した後に回収しますが、片付けるよう指示があるまで読んだり記入しても差し支えありません。

【試験開始 10 分前頃】

- これから第2回共通到達度確認試験試行試験の「〇〇」（科目名）を開始します。
- 学生証はケース等から取り出し、学生証、受験票は机の上の監督者が見やすい場所に置いてください。
- 六法を参照することはできません。机の上に置けるものは、受験票、学生証、鉛筆（HBまたはB）、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計（計時機能だけのもの）、眼鏡です。それ以外のものはバッグ等にしまってください。アンケートもバッグ等にしまってください。
- 試験は公正に行われなければならない、不正な行為は絶対に行ってはなりません。携帯電話等は、電源を切り、バッグ等にしまってください。また、これらを時計として使用することはできません。携帯電話等または参考文献等を身に付けていた場合は理由のいかんを問わず不正行為とみなしますので特に注意してください。
- 解答用紙へのマークは、HBまたはBの黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具（HB・B以外、シャープペンシル等）を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。
- 試験時間は、〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分までです。試験監督者の時計を基準とします。
- 各科目の試験開始から試験終了（解答用紙の回収時間を含む）までは、解答が終了しても途中退出はできません。ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席する場合は、挙手をし試験監督員の誘導を受けてください。
- 問題冊子は切り離さないでください。カンニングペーパーと見誤られ不正行為と認定される危険があります。
- ☆ 試験答案は第三者機関が採点処理します。なお、第三者機関は試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院、年次、未修・既修の別）を把握しますが、参加学生を個人識別できる情報（学籍番号、氏名等）は把握しません。全体の採点・分析結果と個々の参加学生の採点結果は、4月以降に法科大学院に提供され、必要に応じ、個々の参加学生に提供されますが、法科大学院では成績評価、進級判定に利用しません。
- ☆ 共通到達度確認試験の今後の在り方を検証するために、法科大学院における学業成績等と試行試験の採点結果の比較分析を行いますので、その分析に必要な範囲内において、受験番号ごとに参加学生の属性情報と試行試験の成績を、法科大学院において複数年に渡り管理します。なお、試行試験に参加した学生が、法科大学院での成績評価や進級判定において試行試験の結果による影響を受けることは一切ありません。
- ☆ 正解および全体の概括的な分析結果は、試験実施後に共通到達度確認試験試行試験専用のウェブサイト上で公表されます。自己採点をする場合は、問題冊子に自身の解答を記録しておいてください。
- ☆ 受験した試験の問題冊子は持ち帰ってください。

【試験開始5分前頃】（受験者数の多い科目は、早めに配布の指示をしてください。）

- これから、マークシートの解答用紙と問題冊子を配付します。  
開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 解答用紙の所定欄に、試験科目・受験番号の必要事項を記入し、正確にマークしてください。  
記入しおわったら問題冊子の注意事項をよく読んでください。
- ☆（刑法の場合のみ）刑法の問題冊子に誤植がありました。試験開始後に訂正箇所を板書するので確認するようにしてください。

### 【試験開始】

- 解答始め。（試験開始20分後までは遅刻者の入室を許可する。それ以降は入室不可。）

（刑法のみ）

- ☆板書事項「問題冊子2ページ冒頭 誤：問題1～20 → 正：問題1～25」  
「問題冊子10ページ問題29肢5の2行目 誤：右折しようとする → 正：右折しようとする」  
（刑法の問題冊子に誤植がありましたので、刑法の試験開始後速やかに上記の板書をお願いします。板書箇所は読み上げないでください。）

### 【試験終了10分前】

- 試験終了まであと10分です。  
解答用紙の所定欄に必要事項を記入したか、もう一度確かめてください。

### 【試験終了】

- 解答やめ。筆記用具を置いてください。筆記用具を持ち続けると不正行為とみなします。
- 解答用紙の所定欄に、試験科目・受験番号の必要事項を記入し、正確にマークしているか必ず確認してください。訂正の必要がある場合は挙手をしてください。（試験監督員の立ち会いのもと訂正をさせる。）
- 解答用紙を回収します。全受験者の解答用紙を試験監督が回収するまで、退出する事はできません。  
回収が完了するまで静かに席で待ってください。

### 【解答用紙回収後】

- この時間の試験はこれで終了です。
- 問題冊子は持ち帰ってください。

（憲法、刑法の場合）

- 次の「○○」（科目名）の試験は○○時○○分開始ですので、20分前の○○時○○分には、入室してください。休憩時間中にアンケートを読んだり、回答しても差し支えありません。

（民法の場合）

- これで試験は全て終了しました。学生証等忘れ物のないよう点検して、退室してください。  
これからアンケートを記入する方は、このまま会場で記入して差し支えありません。
- ☆ 正解および全体の概括的な分析結果は、試験実施後に共通到達度確認試験試行試験専用のウェブサイト上で公表されます。ウェブサイトのURLは、後日お知らせします。
- ☆ 第2回共通到達度確認試験試行試験では、今後の試験の在り方を検討するため、参加学生にアンケートの協力をお願いしています。退室の際にアンケート用紙の提出をお願いいたします。

共通到達度確認試験試行試験に関するアンケートへの御協力をお願い

文部科学省 高等教育局  
専門教育課 専門職大学院室

文部科学省では、平成 30 年度を目途に、共通到達度確認試験（仮称）を本格実施に移行するため、試験の在り方について検討を進めているところですが、試行試験受験者の皆様より本試験に対する御意見を頂き、今後の検討に活用することを目的として、アンケート調査を実施することといたしました。

アンケートの集計結果については、文部科学省が設置する「共通到達度確認試験システムの構築に関する調査検討会議\*」の議論に活用することを予定しています。また、大学や属性ごとに集計を行い、結果として個人が特定されるような公表が行われることはありません。

上記の趣旨をご理解いただき、共通到達度確認試験（仮称）がよりよい制度となるよう、本日お帰りになるまでに御回答いただけると幸いです。御協力よろしくお願いたします。

\* [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/063/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/063/index.htm)

## 共通到達度確認試験試行試験に関するアンケート

1. 受験生ご自身について、ご回答ください。  
( ) 大学法科大学院  
在学年次 ( ) 年 ( 未修 ・ 既修 )
  
2. 試行試験を受験した理由を教えてください (複数回答可)。  
ア. 法科大学院生全体の中での自分の現在の学力を図りたい (力試し)  
イ. 試験の成績によって自身の学修が足りないところを確認し、今後の復習に役立てる  
ウ. 短答式試験の受験に慣れるため  
エ. 大学または教員からの勧めを受けた  
オ. 第1回試行試験を受験した先輩から勧めを受けた  
カ. 周りの学生の多くが受験するため  
キ. 授業の実施時期などとの関係で時間的な余裕があったため  
ク. その他 ( )
  
3. 試行試験の受験のために特別に試験対策を行いましたか。  
ア. 試験対策を行った → 問4についてご回答ください  
イ. 試験対策は行わなかった → 問5についてご回答ください
  
4. 問3でア. と答えた場合、どんな試験対策を行いましたか (複数回答可)。  
ア. 法科大学院の授業の復習  
イ. 基本書や判例百選の読み直し  
ウ. 司法試験の短答式試験の問題を解く  
エ. 予備試験の短答式試験の問題を解く  
オ. TKCの全国実力確認テストの問題を解く  
カ. 法学検定試験の過去問や法学既修者試験の問題を解く  
キ. 予備校等の短答式試験問題を解く  
ク. その他 ( )
  
5. 問3でイ. と答えた場合、試験対策を行わなかったのはなぜですか (複数回答可)。  
ア. 法科大学院の授業の予習復習で忙しく、時間が取れなかった  
イ. 法科大学院の期末試験に近接していたため、対策の時間が取れなかった  
ウ. 法科大学院における学修成果を図る実力試験であるため、特別の対策が必要とは思わなかった  
エ. 特別の対策をしなくとも十分な成績が修められると思った  
オ. その他  
( )

6. 試行試験の難易度について、どのように感じましたか。

(1) 憲法

ア. 難しかった

特に難しいと思った問題・理由：

( )

イ. 適切だった

ウ. 易しかった

特に易しいと思った問題・理由：

( )

(2) 民法

ア. 難しかった

特に難しいと思った問題・理由：

( )

イ. 適切だった

ウ. 易しかった

特に易しいと思った問題・理由：

( )

(3) 刑法

ア. 難しかった

特に難しいと思った問題・理由：

( )

イ. 適切だった

ウ. 易しかった

特に易しいと思った問題・理由：

( )

7. 解答のために与えられた時間は十分でしたか。

(1) 憲法

- ア. 不足していた
- イ. 適切だった
- ウ. 余った

(2) 民法

- ア. 不足していた
- イ. 適切だった
- ウ. 余った

(3) 刑法

- ア. 不足していた
- イ. 適切だった
- ウ. 余った

8. 今回の共通到達度確認試験を受験することについて、どのようなメリット・デメリットがあると思われましたか（複数回答可）。

(メリット)

- ア. 法科大学院での学修が身につけているかを確認できる
- イ. 全国の法科大学院生の中で、自身の学修成果がどのレベルにあるかを確認できる
- ウ. 学修が不足していた部分を確認し、今後の学修に活かすことができる
- エ. 模試の代替として受験慣れすることに意義がある
- オ. その他（ )
- カ. 特にない

(デメリット)

- ア. 学修リズムや生活リズムが乱されてしまう
- イ. 試験対策の準備が大変
- ウ. 受験しなければならないというプレッシャーを感じてしまう
- エ. 試験を受けること自体が負担になる
- オ. T K C や予備校などの模試があるため不要
- カ. その他（ )
- キ. 特にない

※ 平成 28 年度に実施する第 3 回共通到達度確認試験試行試験では、2 年次修了時には、憲法・民法・刑法に民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法を加えた 7 科目の実施を予定しています。これに関して、問 9～問 1 1 についてご回答ください。

9. 法科大学院 2 年次修了時に、憲法・民法・刑法に加えて、民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法が課されるとしたら、問 8 の回答に影響しますか。

ア. 影響する → 問 1 0・問 1 1 についてご回答ください。

イ. 影響しない → 問 1 1 についてご回答ください。

1 0. 問 9 において、ア. と回答された方は、どのような影響があると考えますか。

ア. 科目が増えることで、問 8 で回答したメリットがより強く享受できる

イ. 科目が増えることで、問 8 で回答したデメリットがより強く生じる

ウ. その他 ( )

1 1. 憲法・民法・刑法に加えて、民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法を追加することに意味があると思いますか。

ア. 意味がある

(理由: )

イ. 意味がない

(理由: )

1 2. その他に共通到達度確認試験の実施について、ご意見があれば記載してください。

--

以上

ご協力ありがとうございました。